2.5 海洋污染防止対策

2・5・1 船舶からの廃物による汚染防止

船舶からの廃物による汚染の防止に関する MARPOL 条約附属書 V の全体的な見直しが IMO において行われており、平成 19(2007)年7月の第56回海洋環境保護委員会(MEPC56)において書面審議グループ(CG)が設置され、貨物残渣、ダンネージ/包装材、一般廃棄物の原則排出禁止、および廃物生成を最小化するための一般的概念等に関する各国からの意見が取りまとめられ、平成20(2008)年4月の MEPC57 に検討結果が報告された。

しかしながら、同会合では詳細な審議は行われず、引き続き CG において附属書 V の改正案 および附属書 V 実施のためのガイドライン案の検討が行われた。

同案は平成 21(2009)年7月の MEPC59 で最終化する予定であったが、CG 内で合意することができなかったことから、再度 CG で検討を続けた結果、平成 22(2010)年10月の MEPC61 において、一部を除き改正案が承認された。

同改正案は、平成23(2011)年7月開催予定の次回MEPC62において採択される見込みである。

2・5・2 船体付着生物の越境移動最小化への取り組み

船体に付着した水生生物が越境移動することにより、生態系が破壊されるなど海洋環境に悪影響を及ぼしているとして、船体に付着した水生生物の移動防止に関する検討が、平成 22(2010)年の 完了を目標に IMO において行われてきた。

平成20(2008)年2月の第12回ばら積液体ガス小委員会(BLG12)で設置されたCGにおいて、次の項目について検討が行なわれ、平成21(2009)年2月のBLG13にその結果が報告された。

- ・ 船体付着物の移動による生態系破壊など海洋環境への影響に関する調査結果および既に 実施されている防止対策の効果の検証
- ・ 現存する最も有効な対策および将来的に有効と思われる対策の検討
- ・ 対策の施行方法の検証
- ・ 暫定的なガイダンスの策定

これを受け、BLG13 では、「船体付着による有害水生生物の移動を最小化するためのガイドライン (GL) 案」の検討が本格的に開始され、平成 22(2010)年2月のBLG14における同GL 案の修正を

経て、平成23(2011)年7月のMEPC62において採択に向けた審議が行われる予定である。

また今後、同 GL は 4 年間のレビュープロセスを設け、現場からのフィードバックを踏まえた上で 条約への格上げが検討される見込みである。

2・5・3 総合的なビルジ処理システムの検討

1. 経緯

平成19(2007)年7月に開催された第56回海洋環境保護委員会(MEPC56)において、米国より、 乳化したビルジを分離する能力を有していない旧型油水分離器(平成17(2005)年1月1日より前に 建造された船舶に搭載)のフェーズアウト(新型油水分離器への換装)提案が行われ、船舶設計・ 設備小委員会(DE)で検討が開始された。

DE52(平成21(2009)年3月)における審議では、強制的なフェーズアウトに対する懸念および 機関室ビルジの総合的な検討の必要性が表明され、合意には至らなかった。

一方、平成21(2009)年7月に開催されたMEPC59において、旧型油水分離器に追加設置される 処理装置(Add-on装置)による対応を前提として、Add-on装置の試験基準案の作成および機関室 統合ビルジ処理システム(IBTS)の普及促進の審議が開始された。

DE53(平成22(2010)年2月)においては、わが国より、①Add-on装置のみで処理する試験方法、および②Add-on装置と旧型油水分離器の組み合わせで処理する試験方法、の双方について検討すべきとの発言がなされるとともに、②の試験基準案についても提案を行った。

審議の結果、両試験方法について、コレスポンデンス・グループ (CG) において引き続き検討していくこととなった。

2. DE53 および DE54 における審議結果

平成 22(2010 年)10 月に開催された DE54 で、Add-on 装置の試験基準案については、合意 (MEPC62(平成 23(2011)年7月)採択予定)された。

一方、IBTS については、わが国より①IBTS 採用船の利点、②IBTS 採用船の調査結果報告、③ IBTS 普及促進策(IBTS 採用船の任意の認証制度導入等)を提案したところ、多数の国が IBTS の

コンセプトを支持したものの、IBTS の義務化を懸念した国および団体の反対により IBTS 認証制度 導入については合意されなかった。

続くDE55(平成23(2011)年3月)で、わが国は、DE54における意見を踏まえ、IBTSの実施に必要なタンクや配管等の設備を主管庁や船級協会等が確認し、任意のStatement of Fact (IBTSガイドラインへの適合状況を調査・証明するための書類書式)を保有する仕組みを提案したところ、審議の結果、合意に至った(MEPC62(平成23(2011)年7月)承認予定)。